

第 6 部

確かな
未来を拓く
協働のまちづくり



第1章

住民と行政の協働の推進

第1節 住民参加と情報共有の推進

現況と課題

- 本町では、平成16年9月に施行した「自治基本条例」に基づき、行政運営に関する住民参加や情報共有の取組みを進めてきました。さらに、平成19年3月には、「あいかわ町民活動サポートセンター」を開設し、多様な住民活動の支援をはかりつつ、住民と行政のパートナーシップを基調とした「協働のまちづくり」を展開しています。
- 本町のこれまでの取組みは、会議の公開や委員の公募、パブリック・コメント手続^(注)などにより、町政への住民参加を促すとともに、住民意識やニーズの把握を目的とした各種意識調査を実施してきました。また、町ホームページや広報あいかわ、お茶の間通信などを活用した積極的な行政情報の提供により、住民との情報共有につとめてきました。今後、自治基本条例の趣旨に基づいた住民参加と情報共有を着実に進めるためには、住民参加のための制度の維持・充実と、社会情勢あるいは、地域住民のニーズの変化等を踏まえた見直しを行うことなどが課題となっています。

基本方針

自治基本条例に基づき、行政運営に関する住民参加や情報共有の取組みをさらに充実・発展させ、住民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりを進めます。

施策の展開

施策1

住民参加の推進

- (1) 会議の公開や委員の公募、パブリック・コメント手続等の適切な運用と普及推進
- (2) ICTを活用した住民参加手法の充実
- (3) 「あいかわ町民活動サポートセンター」を通じた活動団体や人材の育成・交流の促進

(注) **パブリック・コメント手続** 基本的な政策等を策定する場合に、事前にその案を公表し、住民から意見を聴いて、これらの意見を踏まえて最終的な意思決定を行い、意見に対する町の考え方を公表していく一連の手続き。

- (4) ボランティア団体等に対する財政的な支援
- (5) 提案型協働事業^(注)などの町と地域住民との協働の推進

施策 2

広報活動の充実

- (1) 広報紙や町ホームページ、SNSなどによる行政・地域情報発信の充実
- (2) 新聞などのマスメディアを活用した広報活動の促進

施策 3

広聴活動の充実

- (1) 行政区・子育て中の親・小中学生と町長との懇談会などによる広聴活動の充実
- (2) わたしの提案制度の推進
- (3) 住民意識やニーズを把握するための町民意識調査の実施

施策 4

情報公開・個人情報保護制度の充実

- (1) 住民が利用しやすい情報公開制度の運用
- (2) 個人情報保護の徹底
- (3) 町政情報コーナーなどによる情報提供

成果指標

◆住民の満足度

指 標	現状値	目標値	算出根拠等
『住民参加と情報共有の推進』について「満足」と感じる住民の割合	25.4% (平成 28 年度)	44.0% (平成 34 年度)	町民満足度調査

◆主な目標指標

指 標	現状値	目標値	算出根拠等
あいかわ町民活動サポートセンター登録団体数(累計)	145 件 (平成 27 年度)	165 件 (平成 34 年度)	年 3 件程度の増
町ホームページアクセス数	89,000 件/月 (平成 27 年度)	91,000 件/月 (平成 34 年度)	約 2%の増

住民の声

『住民参加と情報共有の推進』については、次のような住民の意見や提案をいただきました。

- 住民に分かりやすい情報提供
住民に分かりやすい情報提供につとめてほしい。
- 若い人たちの意見の反映
町の将来を担う若い人たちの意見を取り入れてほしい。

(注) 提案型協働事業 公共的な課題に対し、住民活動団体と行政がお互いの特性をいかし、事業の計画段階から連携・協力しながら実施する事業。住民活動団体からの発意による「住民提案型」と、行政が事業概要等を示す「行政提案型」の 2 種類がある。

第2節

世代を超えた地域コミュニティの確立

現況と課題

- 本町は21の行政区に区分され、自治会、青少年育成会、子ども会、老人会、婦人会などのコミュニティ活動が行われていますが、ライフスタイルの多様化や単身世帯、高齢者のみの世帯の増加などにより、地域社会における世代を超えた連帯感は希薄化する傾向にあり、自治会等の地域組織への加入率の低下とともに、地域コミュニティ活動の維持が難しくなっています。
- 愛着を持って住み続けることができるよう、自治会活動など地域におけるコミュニティ活動への支援を維持・充実させていくことが求められています。また、地域と町との協力・連携による協働のまちづくりを推進し、地域が主体となった多世代の支え合いによる持続可能な地域コミュニティの確立につとめていくことが必要となっています。

基本方針

ふれあい豊かな自治会活動や支え合いなど、活力を創り出す協働のまちづくりを通じ、世代を超え安心と愛着を感じることでできる地域コミュニティの確立につとめます。

施策の展開

施策 1

世代を超えた地域コミュニティの確立

- (1) 自治会活動の促進
- (2) 協働のまちづくりの推進
- (3) 地域集会施設や児童館の整備促進

成果指標

◆住民の満足度

指 標	現状値	目標値	算出根拠等
『地域コミュニティ活動の推進』について「満足」と感じる住民の割合	26.1% (平成28年度)	40.0% (平成34年度)	町民満足度調査

住民の声

『世代を超えた地域コミュニティの確立』については、次のような住民の意見や提案をいただきました。

○自治会活動への加入促進

自治会活動を健全に持続していくため、自治会と連携して加入促進につとめてほしい。

○地域コミュニティへの支援

自治会組織等の高齢化が著しいため、地域コミュニティ維持に向けた支援をしてほしい。



第2章 人口減少社会に対応した 行政経営

第1節 効率的・効果的な行政運営

現況と課題

- 少子高齢化などの社会情勢の中、複雑多様化する行政需要に的確に対応するためには、限りある人員・財源・資源を最大限に活用しながら、行政サービスをこれまで以上に効率的・効果的に提供していく必要があります。
- 本町のこれまでの取組みとしては、行政改革大綱に基づく行政改革の推進、行政評価制度^(注)の充実による事務事業の効率化、費用対効果等を考慮した民間活力の導入、人材育成基本方針に沿った職員の意識改革と能力開発を進めてきました。引き続き、効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、社会状況やニーズの変化を踏まえ、質の高い行政サービスの提供につとめていく必要があります。

基本方針

住民の多様なニーズに応じていくため、行政運営の効率化、職員的能力向上、ICT（情報通信技術）の活用などをはかることにより、質の高い行政サービスの提供につとめます。

施策の展開

施策 1

計画行政の推進

- (1) 総合計画の推進による総合的かつ計画的な行政運営
- (2) 政策決定機能や企画調整機能の強化

^(注) 行政評価制度 施策や事務事業について、その有効性や効率性などを客観的な数値を用いて評価し、その結果を行政運営の改善につなげていく制度。

施策 2

行政運営の効率化の推進

- (1) 行政改革大綱に基づく行政改革の推進、行政評価制度の充実、取組み状況等の積極的な情報発信
- (2) 新たな行政課題等に対応した組織機構への見直し
- (3) 職員の適正な定員管理、豊富な知識と経験をいかすための再任用制度等の活用
- (4) 費用対効果等を考慮した民間活力の活用

施策 3

職員の能力向上

- (1) 人材育成基本方針に基づく能力開発や意識改革の推進
- (2) 職員の心身の健康管理、安全・衛生管理体制など職場環境の改善

施策 4

ICTの活用と住民サービスの向上

- (1) ICTを活用した業務の効率化・省力化
- (2) 情報セキュリティポリシー^(注)の遵守、職員の情報活用能力の向上
- (3) 公文書の電子情報化の推進
- (4) 入札・契約制度の公平性・透明性・競争性の確保、電子入札制度の適正な運用
- (5) ICTの進展に対応した情報基盤整備やセキュリティ対策等の推進
- (6) 公共施設に設置した情報端末の充実
- (7) スポーツ施設の予約や各種行政手続きなどの電子化の推進

成果指標

◆住民の満足度

指 標	現状値	目標値	算出根拠等
『効率的な行政運営の推進』について「満足」と感じる住民の割合	21.4% (平成 28 年度)	33.0% (平成 34 年度)	町民満足度調査

住民の声

『効率的・効果的な行政運営』については、次のような住民の意見や提案をいただきました。

- 時代に合った行政運営
時代の変化に柔軟に対応し、住民ニーズにも的確に答える行政運営をめざしてほしい。
- 合理的な行政運営
事業の選択と集中を徹底し、無駄のない行政運営につとめてほしい。

(注) 情報セキュリティポリシー 組織内の情報セキュリティを確保するための方針・体制・対策等を包括的に定めたもの。

第2節 安定的で持続可能な財政運営

現況と課題

- 本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、社会保障費や公共施設の維持管理費の増加など、行政需要がますます増大する一方、生産年齢人口の減少や税制改正による町税収入の減収など、財政を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。こうした状況の中、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）が制定され、本町でも平成27年度に誰もが将来の希望を持って安心して暮らせる社会の構築をめざし、「愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しましたが、この戦略を達成するためにも、引き続き健全かつ安定した財政運営につとめていく必要があります。
- 自主財源の安定的な確保をはかるため、引き続き課税客体の的確な把握や適切な申告指導など適正かつ公平な賦課につとめるとともに、収納率向上対策を推進する必要があります。また、ふるさと納税制度の推進など、更なる財源確保への取組みが必要となっています。
- 効率的で質の高い住民本位の行政運営を実現するため、引き続き行政改革の推進による、事務事業の見直しや事業の選択と集中につとめるとともに、新たに、公共施設の適正配置や長寿命化など、時代に即した町有財産の管理が課題となっています。

基本方針

少子高齢・人口減少社会を迎えた現状と今後の行政需要の変化に戦略的に対応していくため、財源確保につとめるとともに、施策や事務事業を柔軟に見直し、安定的で持続可能な財政運営につとめます。

施策の展開

施策 1

財源の確保

- (1) 実地調査等による課税客体の把握
- (2) 適正かつ公平な課税と納付環境の整備等による自主財源の安定的な確保
- (3) 国・県等の各種補助制度の積極的な活用
- (4) 国と地方の役割分担に即した財源確保に向けた関係機関への要望
- (5) ふるさと納税制度の推進
- (6) 事業資金確保手法に関する研究

施策 2

効率的な財政運営の推進

- (1) 事務事業の見直しや経常的経費の抑制による財源の効率的な運用
- (2) 優先的に取り組むべき事業への重点配分
- (3) 町債の活用や基金の運用など長期的な視点による財政運営
- (4) 財政状況についての住民への分かりやすい説明
- (5) バランスシートや行政コスト計算書等の活用による健全な財政運営

施策 3

人口減少に対応した公共ストックの適正配置

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正配置や長寿命化の推進

成果指標

◆住民の満足度

指 標	現状値	目標値	算出根拠等
『財政の健全運営』について「満足」と感じる住民の割合	21.9% (平成 28 年度)	31.0% (平成 34 年度)	町民満足度調査

◆主な目標指標

指 標	現状値	目標値	算出根拠等
経常収支比率 ^(注)	96.6% (平成 26 年度)	95.0%未満 (平成 34 年度)	現状値を踏まえて算出
町債現在高 ^(注) (一般会計分)	7,086,225 千円 (平成 26 年度)	6,860,000 千円未満 (平成 34 年度)	現状値を踏まえて算出

(注) 経常収支比率 地方税などの使途が特定されない経常的な収入が、人件費、維持補修費、公債費（借入金の返済）などの経常的な支出に、どの程度使われているかを表す。財政構造の弾力性を示す指標であり、比率が低いほど弾力性が大きく、政策的に使えるお金が多くあるとされている。

(注) 町債現在高 町が建設事業等の財源とするために借り入れ、長期にわたって返済する借入金の残高。未返済の借入金がどれくらい残っているかが分かる。

第3節

将来見通しに立った広域連携と官民協働

現況と課題

- 今後の地方行政は、人口減少社会に対する適切な見通しのもと、周辺自治体との広域的な連携や、住民活動、民間事業者等との協働により各種課題の解決につとめていく必要があります。
- 我が国においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけ、それぞれの地域において将来にわたって活力ある社会を維持していくことが重要となっていることから、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）が制定されました。国では、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国民一人ひとりが夢や希望を持つことができ、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保や、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出などを一体的に推進することとしています。
- 本町のこれまでの取組みとしては、近隣市町村などと連携し、広域的な行政課題の研究や取組みを行ってきました。今後は、新たに地方創生の観点から広域連携による施策を推進するとともに、本町に関わる産業界や金融機関等との協働により、将来を見据えたまちづくりに取り組む必要があります。
- 友好都市関係を提携している長野県立科町^(注)との教育、スポーツ、文化、産業など、多様な分野での交流の充実をはかりながら、友好関係のより一層の発展につとめ、住民相互の交流や理解を深めていくことが必要です。

基本方針

人口減少社会に対する見通しなど将来変化に即応した行政を着実に進めていくため、官民協働による横断的な体制を構築するとともに、隣接都市等との協力・連携のもと広域的な行政課題の解決につとめます。また、立科町との友好都市交流を推進します。

施策の展開

施策 1

地方創生の展望に立った官民協働

- (1) 将来人口の長期見通しに立った施策の推進
- (2) 地方創生の展望に立った産業界、金融機関等との連携によるまちづくり

(注) 立科町 長野県東部北佐久郡の西端に位置し、稲作を中心としてりんご、野菜、畜産などの農業が盛んで、南部の高原地帯は、蓼科山の北西に女神湖、白樺湖、蓼科牧場を有する一大リゾート地となっている。

施策 2

広域連携の推進

- (1) 行政課題の解決に向けた広域連携の推進
- (2) 機関等の共同設置、連携協約制度等に関する情報収集と調査・研究

施策 3

立科町との友好都市交流の推進

- (1) 友好都市立科町との文化、スポーツ、産業の交流促進
- (2) 青少年の体験交流の推進

成果指標

◆住民の満足度

指 標	現状値	目標値	算出根拠等
『広域行政の推進』について「満足」と感じる住民の割合	29.2% (平成 28 年度)	38.0% (平成 34 年度)	町民満足度調査

住民の声

『将来見通しに立った広域連携と官民協働』については、次のような住民の意見や提案をいただきました。

○官民協働の推進

超高齢・人口減少社会への対策について、官民が一体となって取り組んでほしい。

○広域行政の推進

町単独では対応できない難しい課題が増えているため、町域の範囲にとらわれることなく、近隣の自治体と連携して取り組んでほしい。

